

議案第66号

甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例

(甲府市介護保険条例の一部改正)

第1条 甲府市介護保険条例(平成12年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び令和2年度にあつては2万9,160円」を「にあつては2万9,160円と、令和2年度にあつては2万3,340円」に改め、同条第3項中「及び令和2年度にあつては、5万6,390円」を「にあつては5万6,390円と、令和2年度にあつては5万4,450円」に改める。

(甲府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び令和2年度にあつては4万6,660円」を「にあつては4万6,660円と、令和2年度にあつては3万8,890円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前

の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料のさらなる軽減を図るについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。